

税務調査 気の抜けぬ夏

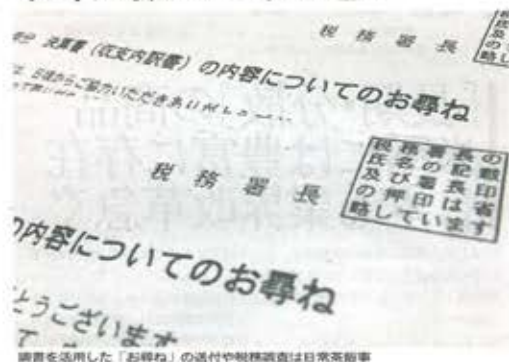
税務署と上手に付き合うには

本格的な夏休みシーズンを迎えた日本列島だが、税務署に夏休みはほほえない。税務署員のスケジュールはお盆を除き、税務調査でびっしり埋まっている。税務署は個人の何に焦点をあてて調査し、追徴課税しようとしているのか。



① 甘く見てはいけない「お尋ね」文書 無申告の国外財産に注意

「お盆休み前後に税務調査の立ち会いが入り夏休みどころではない」。東京都内で事務所を構える相続税の仕事が多いベテラン税理士はため息をつく。全国の税務署の人事異動は例年7月10日に一斉に行われる。5年ほど前までは事務の引き継ぎや署員の夏休みが終わる9月から、確定申告を翌月に控える12月までが税務調査の時期だった。ところが「今は違う」と多くの税理士は話す。異動前から「自分が異動しても後任者がうかがいます」と調査の申し込みの電話が入る。



何が税務署員を駆り立てるのだろう。最近、税務署を退職したOB税理士が打ち明ける。「1年間に処理すべき調査件数は多い。ところが2013年からの国税通則法改正で調査手続きが簡格化し追徴課税の理由の詳細な説明も必要になり調査日数が以前よりも伸びる傾向にある。調査は効率と結果がより求められるようになり、夏だからといってのんびりできなくなった」

回答なし▶調査移行も

勢い申告漏れが多く追徴課税できそうな対象が目につけられることになる。多くの税理士は「狙われやすいのは国外財産の保有者」と口をそろえる。国外財産は申告書が目立つからだ。例えば海外金融機関の国外支店の口座で受け取る預金利息は他の所得と合わ

せて確定申告する義務がある。相続や贈与でも親子がともに10年を超えて国外に住む場合などを除き国外財産はもとより国外財産でも課税される。ところが富裕層を中心に「国外の預金利息、株式配当、売却益など運用益や相続・贈与財産を申告しない例が目立つ」。実際、所得税では実地調査全体の1件当たりの申告漏れ金額は941万円なのに対し、国外財産では約2倍の1899万円にもなる。相続税でも国外財産の申告漏れ金額の方が多い。税務当局が国外財産に目を光らせているのは昨年、相続税課税(タックスヘイブ)を使った課税逃れ一端を

国外の所得・財産の申告漏れが目立つ



税務署が国外財産・所得を把握する仕組み

対象者	対象期間	申告内容
毎年12月31日時点で5000万円超の国外財産を保有する人	毎年1月15日まで	申告者の氏名、住所または居所
国外財産の種類、用途、所在、数量、価額など	申告書の提出	資産種別の国外支店口座にある預金
証券会社の国外支店口座にある株式や債券	証券会社の提出	銀行の記載や正当な理由なく提出しなかった場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金
国外で契約した生命保険	契約の記載	国外にある不動産(土地・建物)や金など貴金属
海外の証券や正当な理由なく提出しなかった場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金	申告者の氏名、住所、年齢、目的など	送金者
送金者	送金内容	送金者の氏名、住所、年齢、目的など
送金内容		

る場合に、その旨の文書を送るものだ。国外送金等調査をもとにした「お尋ね」には事実関係の確認とともに「申告漏れの所得や財産があれば申告せよ」という意味がある」と税務署員OBの阿保秋声税理士は言う。だから「お尋ね」を甘く見てはいけない。回答しない場合、税務調査に移行するケースが目立つ(阿保氏)。国内への入金の原資が無申告の預金利息、株式配当、売却益などであれば「自主的に修正申告するのが無難」と相続税など資産税に詳しい藤田武美税理士は語る。税務調査後だとペナルティの加算課税がかかるが調査前の自主的な修正申告には原則からないからだ。一方、国外財産調査は国外にある財産を個人に申告させる制度。具体的には毎年末に5000万円を超える国外財産がある場合に納税者自身が翌年3月15日までに自身を税務署に申し出る。

厳しいペナルティ

「調査のきっかけになる調査をわざわざ出す必要はないという個人も依然多い」(国際税務に詳しい田邊政行税理士)ため、提出件数は約9000件にとどまり「本来提出すべき人の10%にも満たない」(元自治体副市長の川田朝税理士)と言う。だが調査を提出しない人へのペナルティは厳しい。過去の申告漏れを隠したいとの理由で提出しないと刑事罰の対象になる。個人が申告しなくても税務当局には奥の手がある。外国当局から情報入手する方法だ。注意したいのは来年から実施する「共通報告基準」(CRS)による資料交換だ。経済協力開発機構(OECD)の加盟国が非居住者の運用益や高所得口座情報を相互に交換する。日本人の海外口座情報も来年9月から国際的に集まることになる。既に多くの国から利息、配当といった運用益の支払調書を手取りする仕組みはあるが、「共通報告基準」(CRS)による資料の交換は口座残高も含む。税務当局から見ると国外送金等調査は国外財産の申告を間接的に推測する資料でしかなかった。国外財産調査も個人の申告なので信ぴょう性に問題がない。その点「共通報告基準」(CRS)による資料は当局が知りたい情報を直接把握できる。威力は国外送金等調査の比ではないという見方が多い。

② 「名義預金」と言われぬために 贈与は年110万円内、記録も残す

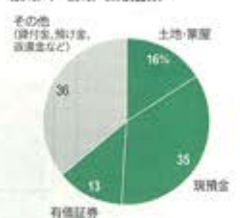
早くも本格化している税務調査では「相続税の調査が一段と厳しくなっている」と阿保税理士。税務署から指摘を受けやすい点は何だろうか。多くの税理士は「『名義預金』の調査・指摘が多い」という。「名義預金」とは被相続人が相続人の口座名義を借用した預金のこと。本来、被相続人の財産(相続財産)として申告する必要があるので申告していないものを指す。現在、金融機関の本人確認は厳しいため匿名口座を作るのは事実上困難だ。だが過去に作った相続人名義の口座に被相続人が預金を移し替えることは依然として行われている。そこで税務署は被相続人と相続人の過去数年間の預金口座の入出金状況を調べ、被相続人が生前、相続人の口座に預金を移し替えた形跡が濃厚な場合は「名義預金」と認定する傾向が強い。

相続税の申告で指摘されやすい主な項目

被相続人の名義預金。名義簿を申告していない
小規模宅地の評価減の特例の要件を満たさないのに申告している
相続開始時点の預金残高を申告していない
非課税枠を超える部分の死亡保険金を申告していない

実際、相続財産のうち申告漏れがあるのは名義預金を中心とした預金が全体の35%近くを占める。もっとも相続税を少しでも減らしたり、かからなくしたりするために被相続人が相続人に生前贈与することは贈与税を脱税したり意図的に回避するのではありません。相続税の調査で名義預金と認定されるのは贈与の段階で違法・不当とされることをしているからだ。逆に言えば合法・正当な生前贈与ならば税務当局の指摘を受けられることはない。どうすればいいか。まず毎年の贈与を贈与税がかからない基礎贈与(年110万円)の範囲内にすること。ここで注意したいのは毎年贈与する側と贈与される側の意思の確認をして、できれば贈与契約書など記録を残しておくこと。さらに「贈与

相続で申告漏れがあった財産の内訳 (2015/7~2016/6の調査分)



を残すために申告する手もある。毎年の贈与を金融機関が仲介するサービスを利用する手もある。三菱UFJ「信託銀行が2014年に開始し、他の信託銀行などにも視野が広がっている。贈与する側と贈与される側の意思を金融機関が仲介することで確認しながら贈与する。名義預金は富裕層だけの問題ではない。15年からの相続税の基礎控除がそれまでの「5000万円+1000万円×法定相続人数」から「3000万円+600万円×法定相続人数」に大幅縮小された。この結果、都市部に自宅を持つ中産層でも課税対象者が増え、生前贈与をする人も目立つ。くれぐれも名義預金の指摘を受けにくいようにしたい。

③ 質問応答記録書が追徴の証拠に 納得したら署名、まずは税理士に相談

「名義預金」の調査では税務署が「質問応答記録書」という新しい手法を使う場合があるので要注意だ。税務調査の結果、名義預金があると認定された場合は、税務署もそれなりの検証を用意する必要がある。例えば被相続人から相続人に預金の移し替えがあったことをうかがわれるような預金口座の入出金記録などは有力な証拠になる。ただ被相続人の口座からの出金、相続人口座への入金などに現金で、しかも入出金の時期が離れているような場合は入金資料だけでは名義預金の証拠にならない。

被相続人の口座の取引印と相続人の口座の取引印が同じで、その取引印が被相続人の遺品の中にある場合、名義預金と認定されることが多い。ただ、そこが被相続人による借名行為を完全に証明できるとも言い切れない。こういう場合に税務署が使うのが質問応答記録書だ。簡単に言うとならば他人の証言がない場合に申告漏れをした本人に「証言」させることだ。例えば名義預金を移す場合は被相続人に「自分は名義預金を移し替えたことには知らず、贈与された覚えもない」「取引印は親のものの」と証言させる。これで名義預金の証明とすわけだ。記録書は本人に読み聞かせ、間違い

や誤解を与えそうな箇所があればもちろん訂正してもらえ。その上で本人の署名・押印を求められる。問題はこの署名・押印だ。税務調査という独特の雰囲気の中で応じてしまう場合も少なくないのだが、多くの税理士は「署名・押印には安易に反応しない方がいい」と助言する。

質問応答記録書は以前「贈答書」と言われ、仮装・隠蔽を伴う申告漏れに課す追加課税の対象となるケースがほとんどだった。ところが「最近では悪質とは見られないケースにも広がっている」と税務調査に詳しい岡田俊明税理士は言う。記録書を取られる側からは「被疑者として取り調べを受けるようだった」と不快感を訴える人が多い。名義預金という微妙な問題では税理士に相談するほうがいいと助言する。

都市部の中流層は要確認

ランドマーク税理士法人代表税理士 清田幸弘氏



「税務署に夏休みはない」。こう思い知らされたのは2013年夏のことだ。その年の7月から8月にかけて東京国税局管内(東京都、神奈川県、千葉県、山梨県)の全税務署が不動産の賃貸所得(不動産所得)がある約110万の個人案件の中から選り抜いた人々に「お尋ね」を送り、申告漏れを大掛かりに調べた。納税者は右往左往し、相談を受けた税理士もお盆休みを返上して税務署に駆けつけた。幸い、その後、夏の一斉調査はないが、その代わり秋から始まると思っていた税務調査がどんと前倒しになった。

不動産所得がある人は相続税の課税対象になる場合が多い。振り返って考えると13年夏の騒動は現在の課税強化の流れの前触れだった。そもそも税務当局は10年くらい前から「国外」「無申告」「富裕層」をキーワードに税務調査の対象の重点化を図ってきた。税務署は従来、重点調査対象をあまり言わない組織だったが、最近ではそれほど隠さなくなってきた。

名義預金はいかに相続税の調査で指摘されやすいかはまず、預金口座の残高が相続開始時点のものでない場合、相続発生後に多額費用や埋葬費用、病院への支払いなどで多額の預金を被相続人の口座からカードを使って引き出すことがある。その結果、残高が大きく減るが相続税の申告の際には減少前の残高を記載する必要があるので、実地調査にならないまでもお尋ねの可能性が高い。次に死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)を超える部分を申告していないから「国外」「無申告」「富裕層」をキーワードに税務調査の対象の重点化を図ってきた。税務署は従来、重点調査対象をあまり言わない組織だったが、最近ではそれほど隠さなくなってきた。